

江馬修 『山の民』 研究序説 〔二〕

——改稿過程の検討(二)・初稿から学会版へ(中)——

柴 口 順 一

(帯広畜産大学文学研究室)
二〇〇五年四月三十日受理

An introductory study on Shu Ema "Yama no Tami" [2] :

A research on the process of rewriting(2)・From original version to Gakkai version(B)

Junichi SHIBAGUCHI

はじめに

江馬修の『山の民』は、大きく三度の改稿を行なっている。その第一、初稿(雑誌『ひだびと』掲載)から学会版(飛騨考古土俗学会発行)への改稿のうちの前半、すなわち初稿第一編から学会版第一部への改稿を前稿では検討した。本稿は、続く第二編から第二部への改稿を検討する。

比較にあたっては、便宜上それぞれの本文を各单位に分け、それぞれ番号を付した。その単位分けはむろん形式上のもので、章分けに加えて、各章中に行なわれる一行あけによる区分を併用した。章という単位だけでは少々大雑把にすぎ、より小さな単位の方が望ましいと考えたからである。ただ、一行あけの区分には少々微妙なケースが存在し、ぶれが生じることが予想される。そこで、各单位にはページ数を記した。さらに、各单位には内容のごく簡単な要約を付した。作品全体の流れを把握しやすいようにということだけでなく、各单位同

士の対応をよりはっきりとさせるためである。だが、いずれのテキストにも要約を付すのは重複が多くあまりにも煩雑である。そこで、初稿にはない第三部がある、またそれを除く部分においてもおおかたは初稿をカバーしているといえる学会版のみに行なった。したがって、初稿はページ数のみを記したものになる。ただ、初稿は雑誌掲載のため通しページを記し得ず、やむなく各雑誌のページを記した。いずれのテキストも単位に付した番号は全編の通しではなく、それぞれの編及び部ごととした。また、二つを容易に区別できるよう初稿の番号は「」付けで記した。前稿では以上のように、学会版についてはページ数を記した単位分け及びそれぞれの内容の要約、初稿はページ数を記した単位分けのみの一覧を掲げた。そして、二つを対照するためにそれぞれの単位同士を対応させた表を作成した。もちろん、全編にわたるものである。それらを参照しつつ、第一編から第一部への改稿を検討したのである。続く第二編から第二部への改稿を検討するにあたって、それらを参照することは是非とも必要で

ある。そこで、重複することにはなるが改めてそれを掲げることにする。ただし、本稿の対象とする学会版第二部及び初稿第二編の部分のみとする。

第二部 奔流

一 梅村速水

- 1 京都の旅宿で郡中会所総代ら、郡上藩退去・天朝直支配を喜び祝宴。
(3 ~ 13)
- 2 慶応二年、桜井誠一を名のり飛驒を訪れたときの梅村速水。
(14 ~ 21)
- 3 (三月一日) 梅村飛驒高山に入り、翌日竹沢と会見。
(22 ~ 30)
- 4 梅村、脇田より事情を聞き、竹沢、山王祭を直前にした飛驒を去る。
(30 ~ 41)
- 5 (三月十四日) 梅村就任を宣言し、地役人二十ヶ条の伺書を提出し、返答と同時に叱責を受ける。
(41 ~ 46)
- 6 (三月十七日) 郡中会所総代、梅村に願書を提出するが怒りを買ひ塾居を命じられる。
(46 ~ 51)
- 7 竹沢捕縛の知らせに動揺する人々。
(51 ~ 55)
- 二 おつる
- 8 維新が抱える様々な困難と梅村の政策。
(56 ~ 58)
- 9 梅村、役人たちと妻帯のことを話し合う。
(59 ~ 65)
- 10 梅村、笠松の役所に出張の途中、番所の役人の屋敷でおつるに出会う。
(65 ~ 74)
- 11 梅村、おつるを陣屋に連れて帰り、結婚を決意。
(74 ~ 80)
- 三 労働と諦念
- 12 石灰焼場の親子と通りがかりのぼっか、世を語り合う。
(81 ~ 94)
- 13 東本願寺の連枝霊樹院勝縁、飛驒来訪の知らせ。
(94 ~ 100)
- 14 連枝、飛驒を巡行。
(100 ~ 104)
- 四 小さい一人
- 15 捨て児発見に苦悩する梅村とおつる。
(105 ~ 110)

- 16 狩りに出た梅村、雨宿りに入った一軒の百姓家に一人泣く赤ん坊を発見。
- 17 助右エ門の田圃の田植え。
(110 ~ 116)
- 18 田植えの最中弥助の嬢、梅村に呼び出され、田植衆、梅村の悪口をいう。
(116 ~ 123)
- 19 田植えの宴会でまた梅村の悪口。
(123 ~ 130)
- 五 旧弊一新
- 20 梅村、高山県知事に任命され、(七月一日) 布告を発表、その第一。
(130 ~ 137)
- 21 布告の第二・第三において、人倫の大道と民衆の教化を説く。
(137 ~ 141)
- 22 布告の第四において、勸農を説く。
(141 ~ 145)
- 23 最後の布告第五において、富国を説く。
(145 ~ 146)
- 24 梅村が行なったその他の政策。
(146 ~ 147)
- 25 梅村とおつる、花売りの少女から花を買い、みずから建てた捨て児の墓に詣でる。
(147 ~ 150)
- 六 弥平と徳兵衛
- 26 百姓七兵衛と勸農方五郎左衛門のいい争いに、勸農方徳兵衛が来て仲裁。
(150 ~ 158)
- 27 江馬弥平、徳兵衛の家を訪れ、みずからの印籠と刀を自慢する。
(158 ~ 173)
- 28 弥平の生いたち。
(173 ~ 180)
- 29 これからの飛驒についておおいに語る弥平と徳兵衛。
(180 ~ 186)
- 七 下々の下国
- 30 飛驒に特別な年貢・買請米制度とそれに対する梅村の考え。
(186 ~ 199)
- 31 梅村の行なった様々な救恤政策。
(199 ~ 209)
- 32 天保大飢饉死者のための大法要。
(209 ~ 212)
- 33 法要から帰る途中の百姓たち。
(212 ~ 219)
- 八 神を瀆するもの
(219 ~ 222)

34	(九月八日) 明治改元と(十月) 東京行幸。	(223)	〔1〕	—
35	秋祭り準備のなか、梅村への不満を語る百姓たち。	(223)	〔2〕	2
36	祭りの準備中、役人がお社の御神体を調べに来て没収、祭りは中止になる。	(229)	〔3〕	6
37	他の村々でも御神体調べが行なわれ、多くの村々で祭りが中止となる。	(237)	〔4〕	8
38	郷兵の組織について。	(241)	〔5〕	9
39	梅村、不平分子を捕縛し、太政官に新たな進言。	(244)	〔6〕	13
九	堤防工事	(247)	二	18
40	梅村、洪水対策のために堤防工事に着手。	(248)	〔7〕	20
41	梅村、堤防工事の現場を訪れ工事の遅れに対処。	(252)	〔8〕	30
42	堤防が完成し、祝宴が催される。	(256)	〔9〕	46
43	祝宴に梅村・おつるが参加。	(261)	〔10〕	30
44	梅村・おつる退席後も祝宴は続く。	(268)	〔11〕	49
十	合羽屋おらく	(275)	三	46
45	梅村、密通を厳しく禁止するとともに、遊女屋を設置。	(276)	〔12〕	30
46	六人の女を密通の疑いで取り調べる。	(279)	〔13〕	46
47	村山三郎、おらくと吉住弘之進を発見し、おらくをおどす。	(286)	〔14〕	51
48	おらくと下女おかねを尋問。	(299)	四	50
49	おらく・おえいと、吉住弘之進・礼助に対する処罰の言い渡し。	(303)	〔15〕	50
50	(十二月二日) おらく、制札場で晒しの刑に処せられる。	(303)	〔16〕	54
51	梅村のおらくへの意趣返しをうわさし、戦々恐々とする人々。	(312)	五	54
52	藤兵衛・五郎作ら百姓、居酒屋でおらく・梅村について語り合う。	(316)	〔17〕	57
		(319)	〔18〕	54
			〔19〕	(七)
			〔20〕	(六)
			〔21〕	(五)
			〔22〕	(四)
			〔23〕	(三)
				(二)
				(一)

一 梅村速水							第一部 奔流
7	6	5	4	3	2	1	
(5)	(4上)	(3下)	(4下)	(3上)	(2)	(1)	第二編 梅村速水
一							
(一)							
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	初稿		

(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	八	(30)	(29)	(28)	七	(27)	(26)	(25)	(24)	六
55	52	50	48	46		57	51	48		57	56	46	46	
5	5	5	5	5		5	5	5			5	5		
57	55	52	50	47		58	57	51			57	56		
					(十)			(九)					(八)	

六 弥平と徳兵衛			五 旧弊一新							四 小さい一人					三 労働と諦念			二 おつる			
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
(20上)			(12)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(17)	(16)	(15)		(11下)	(14)	(13)						
			二						四					三							
			(三)					(二)	(五)					(四)							
			(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(17)	(16)	(15)		(14)	(13)						

江馬修『山の民』研究序説〔二〕

九 堤防工事						八 神を瀆するもの						七 下々の下国							
	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35		34	33	32	31		30	29	
[30]	[29]		[28]			[23]	[22]	[27]	[26]	[25下]	[18下]	[20下]	[25上]	[24]	[19]	[21]		[11上]	[18上]
七						六						五							
(九)						(八)						(七)			(六)				
[30]	[29]	[28]	[27]			[26]	[25]		[24]	[23]	[22]	[21]	[20]	[19]	[18]				

最後にあげた対照表は、学会版を基準とし、初稿をいわばそれに合わせる形で作成したものである。結果、初稿の単位の順番が前後することになったが、い方がない。どちらの順も変えずに行なうという方法もないわけではないが、その場合には対応する単位を線か何かで結ぶしかなく、網目状の錯綜したものができあがってしまうであろう。それでは全体の構成の変化も見えにくくなってしまふであろう。

もうひとつ、この表で注意すべきなのは、初稿にも学会版と同様に章を記したこと、またもとの章を構成する単位も記しておいたことである。その結果、初稿の章の並びにも前後が生じ、また対応部分の単位ともとの章を構成する単位のあいだにはかなりのずれが生じている部分があることである。最下段に記したものが、もともとの章を構成する単位である。要するに、初稿の章として記したものはかなり大雑把な対応にすぎないということである。初稿には、章に合わせて連載の回数も記しておいた。数字の下に「上」または「下」と記した単位は、二つに分断されたものである。空欄はすべて該当部分なしであることはいう

十 合羽屋おらく									
52	51	50	49		48	47	46	45	
	[31下]	[35]	[34上]	[33]	[34下]	[32]	[31上]		
八									
(十)									
[35]	[34]	[33]	[32]		[31]				

までもない。

一

前稿で検討した第一編から第一部への改稿に比べ、第二編から第二部への改稿はその程度がはなはだしい。構成の変更だけでなく、新たに加えられた部分も少なくない。また、省かれた部分もある。第一編から第一部への改稿では章の並びは基本的に変わらず、構成の変更はごく一部に限られていた。新たに加えられた部分も少なく、省かれた部分はなかった。ただ、前稿でも強調しておいたように、それはあくまでも単位レヴェルでのことである。いわゆる単位内における小さな変更はなかったわけではなく、同じく小さな追加や省略は少なくなかった。それらについては、後にまとめて補足する予定である。とりあえずは全体の基本的な改稿のあり方を明らかにすること。そのために選んだ方法が、形式的に分節可能な単位の、その単位レヴェルでの比較だったのである。以下、構成の変更、新たに加えられた部分、省かれた部分の順に検討していく。

柴口 順一

構成の変更は大きく分けて三箇所ある。第一は、学会版の単位番号でいえば3から6までの部分である。第二は、学会版では七章と八章の全範囲にわたる30から39まで。そして第三は、49から51までの部分である。第二は二つの章に分かれているが、二つは連続し、かつ相互に関連し合っているので一括して扱う。わかるように、そのほかに小さな変更もいくつかある。学会版四章の部分には「11下」があり、六章には「20上」がある。これらは、初稿では同じ単位であった「11上」、「20下」がそれぞれ七章と八章にあるので、第二の変更を検討する際に扱う。また九章のはじめには「31上」がある。これも、初稿では同じ単位だった「31下」が学会版の51の部分に対応しているのので、第三の変更を検討する際に触れる。そして、変更は実はもうひとつある。これまでとは少々異なる章レヴェルの変更、つまりは章まるごとの変更である。初稿二章が四章のあとに置かれているのがそれである。これは決して小さな変更とはいえないが、論の展開上最後に扱うことにする。

まずは第一の変更、学会版の3から6までの部分である。学会版3から6までに対応しているのは初稿の「3」と「4」である。それらがそれぞれ二つに分断され、互いに抱き合わせるような形で構成されているのである。「3上」は前の「2」と連続しているといえるが、学会版の3が「4下」とともに構成されているのでそれもひっくり返るめて考える。

要約にも記したように、学会版のこの部分は、鎮撫使先登隊の竹山寛三郎の後任として、梅村速水が飛驒高山にやってくる場面からはじまり、郡中会所総代が梅村に願書を提出して怒りを買って居を命じられるところで終わっている。そのあいだに、竹沢と梅村の会見、山王祭を直前にした飛驒を去る竹沢（脇田頼三から事情を聞く梅村を含む）、地役人による二十ヶ条の伺書の提出（梅村の就任宣言を含む）が順に描かれている。それに対して初稿では、梅村到着のあとに飛驒を去る竹沢が描かれ、続けて地役人による伺書の提出が記されていた。竹沢と梅村の会見の場面はそのあとにあり、最後に郡中会所総代からの願書提出云々が記されていたのである。

構成変更の理由はもはや明らかであろう。初稿では、竹沢が去ったあとに梅村との会見が記されており、時間が前後している。学会版における変更は主としてそれを正すためであったと考えられる。要約においても（一）付きで日付を記しておいたように、梅村の高山入りは三月一日で、翌日竹沢との会見を行なっている。地役人の伺書は三月十四日に提出され、郡中会所総代の願書の提出は三月十七日であった。日付はすべて学会版に明記され、初稿でも三月十七日を除くほかは記されていた。竹沢が飛驒を去った日だけがいづれにも書かれていなかったが、山王祭が三月十五日であることはいずれにも記されていた。その祭りが近づきつつあった頃、竹沢はそれを待たずに出発したことが、これまたいづれにも記されていた。学会版は、まさに日付にしたがった形に書き改めたのである。

いうまでもないことだが、小説は必ずしも時間的な順序にしたがって記さなければならぬというわけではない。第一編から第一部への改稿においても、同様の理由から変更を加えたと考えられる部分があった。しかし、そこでの時間順序への変更は必ずしもよりよいものであったとはいえなかった。だが、この部分は

やはり、改稿によってよりよい構成になったというべきであろう。竹沢が去ったあとに、ことさら時間をさかのぼって梅村との会見を記さなければならぬ理由は見あたらないからである。

最後に、対照表について注意すべき点がある。二つに分断された「4」が、それぞれ3の一部と、5及び6に対応しているわけだが、対照表には前者に「4下」、後者に「4上」と記してある。先に述べたように、初稿では地役人の伺書提出、竹沢と梅村との会見、郡中会所総代の願書提出の順になっており、「4」は以上で構成されていた。竹沢と梅村の会見が先にまわった結果、地役人の伺書提出と郡中会所総代の願書提出が残ることになった。地役人の伺書提出がはじめに記されていた関係上、郡中会所総代の願書提出を含めそれを「4上」とし、したがって竹沢と梅村の会見は「4下」となったのである。前稿においても述べたが、「上」、「下」と記した分断のなかには、実際は三つ以上に分かれていたものがある。だが、いずれの場合も対応関係としては二つの分断として処理し得るものがある。ただその場合には、今見たように上、下は正確に前後関係を示すものにはなり得ない。それ以外はすべて上、下は前後に符合する。

次に第二の変更を検討する。この部分は範囲も広く、その変更のあり方も極めて複雑である。それを解き明かすためにまず、二つに分断された初稿のそれぞれの内容を明らかにすることからはじめたい。つまり、分断され上、下となったそれぞれの要約を試みることである。分断された単位は「11」、「18」、「20」、「25」の四つである。そのうち「11」と「20」は分断された一方が他の部分を構成しているが、それをも含めて記しておく。

〔11上〕 梅村の行なった救恤政策のひとつ、憐窮使について。

〔11下〕 梅村・おつる、捨て児発見を話題にする。

〔18上〕 飛驒の国の窮乏とそれに対する梅村の考え。

〔18下〕 梅村に対する百姓たちの不満。

〔20上〕 商法局長江馬弥平について。

〔20下〕 梅村に対する商人たちの不満。

〔25上〕 梅村について語られるさまざまな不満。

〔25下〕 祭りの準備中役人がお社の御神体を調べに来て没収、祭りは中止となる。

以上のようにまとめてみれば、これらがなぜ分断され、対照表のような形に配置し直されたのかがおおよそは見えてくる。まず、右のうちでひとくくりになると考えられるのは、「18下」、「20下」、「25上」の三つであろう。いずれもが、梅村に対する不満についての記述だからである。そして実際、それらの三つがひとつにまとまり学会版の35が形成されているのである。だが、それが是非とも行なわれなければならなかったものかどうかはまた別の問題である。

先に見た第一の変更、つまりは竹沢と梅村の会見の場面の移動は明らかな改善であった。時間順序を冒してまで、初稿のような形にしなければならぬ理由はなかつたからである。その意味で、初稿はやや不意な構成であったといえる。しかし、ここで問題になっている部分は決して不意だつたわけではなく、したがってそれぞれにはまたそれなりの理由があつた。

〔18下〕は梅村に対する百姓たちの不満が描かれているが、それは「18上」にある、飛驒の国の貧窮についての梅村の考えに対する反発として描かれていた。梅村は、飛驒の貧窮の原因を百姓たちの無気力にあるとし、怠け者の百姓を鞭打ち労働力をあげ、新田開発に専念することが急務であると考えた。それに対して百姓たちは、「新開々々つて滅相めいさうな！ 年貢が重うてどうもならんで、田圃をへらさうと思つとるくらゐなんじやに。」「国益じやの、村のためじやのつて、止といて貰もらはまいかよ。みんなお上で年貢の取立を殖殖やしたいからじやわい。」といった形で反発するのである。要するに、初稿の「18」はそれなりにひとつのまとまりを持って構成されていたのである。

〔20上〕と〔20下〕、つまりは「20」もまた同様である。商法局長の江馬弥平が登場し、経済面における改革が次々と実行されることに対して、商人たちの不満がつのる。それはむろん江馬に対する不満でもあるが、結局は梅村への不満であることはいうまでもない。改革における新たな政策は、一言でいえば統制経済

であった。たとえば、主要な生産物や商品の相対売買を禁止し、商法局が一手に買いあげるといったやり方である。当然のごとく、商人たちからは、「商法局は己たちから商売をとりあげて、みんなひびしにするつもりに違ひない。」「なめに、国を富ますの、人民を救ふのつてみんな口先ばかりで、実は梅村ひとりで儲けるのさ。勤王はきんのうでも、金王の方じゃでなア。」といった不満が噴出するのである。

初稿の「25」もまた、不都合な構成だったわけではない。ときは祭りの前夜、人々が明日の準備のために集まってきた。このごろは人が寄れば梅村の悪口が出ないことはない。この晩もさまざま不満が語られていた。そこに突然、役人がやってきてお社の御神体を没収し、祭りの中止を命じて去っていくのである。

初稿の「18」、「20」、「25」はいずれもそれなりにひとつのまとまりを持った構成にはなっていたのである。したがって、二つに分断される必要はなかったともいえる。にもかかわらずあえて分断されたにはむろん理由がある。しかしそれは、梅村に対する不満の記述をひとつにまとめるためではおそらくなかった。少なくとも、それが第一の目的ではなかった。目的はたぶん、分断されたそれぞれのもう一方の部分に関わり、また全体の構成の問題と関わっている。

そこでまず注目したのは学会版六章である。「弥平と徳兵衛」と題されたこの章は、江馬弥平が勸農方の柏木徳兵衛の家を訪れ、一夜さまざまなことながら語り合うというのがその中心的内容であるが、対照表を見ればわかるように、ここはほぼ学会版で新たに加えられたといつてよい部分であった。この部分の中心的人物はむろん弥平であり、かなり詳しい生いたちも記されていたのだが、「20上」はいわばその部分へと移動したのである。というよりは、「20上」を大幅にふくらませる形で新たな章が生まれたというべきかもしれない。なぜこのような大幅な追加が行なわれたのかは、のちに新たに加えられた部分を検討する際に考えるが、分断の目的はたぶん、「20上」を新たな章に移動するため、あるいはそれを中心として新たな章を構成するためであった。その結果、商人たちの不満が記された「20下」がいわば残される形になったのである。

「18」もまた同じような事情であったということができようであろう。「18上」

は学会版七章のはじめに位置しているが、「下々の下国」と題されたこの章は、まさに「下々の下国」といわれる飛驒の貧窮に関するところがまとめて記されていた部分であった。その部分に、同様な内容の「18上」を持つてくるというのがたぶんここでの目的であり、その結果、やはり百姓たちの不満が記された「18下」が残されることになったのである。

そして、以上のいわば残された二つが、梅村についてのさまざまな不満が記される「25」の部分にまとめられることになったと見ることが出来る。形としては「25」が分断され、そのあいだに「20下」と「18下」が挿入されるかっこうになっているが、その順序はそう大きな問題ではないであろう。「20下」と「18下」を入れかえても、あるいは「20下」と「18下」を「25」の前に持つてきてもとりたてて不都合はなかったはずで、その場合には「25」を分断する必要もなかったであろう。付け加えていっておけば、実はこの「25」も実際は三つに分かれており、「25上」がさらに二つに分断され、そのあいだに「20下」と「18下」が位置している。先の場合と同様、対応関係としては二つの分断として処理し得るので、便宜上「25上」を頭に置いた。

だが改めて考えるに、それらがまとめられる必要は本当にあったのであろうか。というのも、「18上」や「20上」を移動する際に、「18下」や「20下」もいっしょにするという方法も実はあったからである。つまり、分断せずに百姓や商人の不満の記述の部分も同時に移すことである。おそらくは、それで特に不都合はなかったはずである。その意味で、梅村に対する不満の記述は、やはり是非ともひとつにまとめなければならぬといつてはなかつたといふべきであろう。ただひとつ述べておくならば、初稿から学会版への改稿では、全体として同じような内容の部分をもとめようとする傾向がはっきりと見られる。つまりは、ばらばらになっていったものをできる限りひとつにまとめようという意図があるのである。逆にいえば、それほどに初稿はばらばらであったということであり、それがひとつの欠点であったことは否めない。その点で、学会版は確かに改善の方向にあったことは事実であり、梅村に対する不満の記述もむろんそのような意図に基づいていたことはいまでもない。ただ、あらゆるものをひとつにまとめればよいと

江馬修『山の民』研究序説〔二〕

いうわけではなく、その点でやはり疑問は残るのである。要するに、この部分についてはいずれが構成としてすぐれているかは、にわかには判断を下し難いのである。

分断されたものではもうひとつ、「11」が残っている。この「11」は、これまでとはやや異なる部分を含んでいる。まずは「11上」であるが、この部分はこれまでと同様、同じような内容をひとつにまとめるという意図があったと考えられる。「11上」が対応している学会版の31は、梅村の行なったさまざまな救恤政策が記されている。31に対応する初稿のもう一方の「21」もむろん同様で、そこには常平倉の建設や富救会、施薬院の設置といったことが記されていた。その部分には、救恤政策のひとつである憐窮使について記された「11上」が加えられたのである。したがって、「11」の分断もまた同じような内容をまとめるためであったといつてよいのだが、一方の「11下」は少々異なるのである。

「11下」はひとつだけやや離れた形で学会版四章のはじめに位置している。この章は田植えの場面が中心をなし、赤ん坊が一人残された百姓家に梅村が雨宿りをするといったことがおり込まれている。梅村は一人泣く赤ん坊を哀れに思い親を呼びにやり、戻ってきた母親を叱責する。そのことがまた梅村の悪口の種にもなっていくのだが、そのような内容の部分の頭に「11下」を持ってきているのである。先にまとめたように、「11下」は捨て児発見に苦悩する梅村とおつるの姿が描かれていた。田植えの場面が中心をなすこの章に、それとは一見異なるこのような記述をなぜ持ってきたのであろうか。

初稿ではこの部分、捨て児発見に苦悩する梅村とおつるは二章に描かれていた。初稿二章はほぼ全体が学会版の五章へと移行しているが、対照表を見ればわかるように、学会版では「11」だけが欠けている。つまり、初稿ではその部分に「11」があったことになる。この部分にはどのようなことが記されていたのかは、学会版の20から25までのそれぞれに付した要約のとおりである。「11」を除いて、初稿と学会版は順序もまったく変わらなずに対応しているので、それは同時にほぼ初稿における内容でもあることはいうまでもない。「11」のすぐあとに続く「12」、学会版では25であるが、そこには梅村とおつるが花売りの少女から花を買い、梅

村みずから建てた捨て児の墓に詣る場面が描かれている。ということは、初稿では「11下」と「12」はいわば内容的に連続していたことになる。その捨て児の発見に梅村とおつるが苦悩するというのが、「11下」だったからである。このような形で連続していたにもかかわらず、なぜ「11下」は他に移されたのであろうか。しかも、一見唐突と思われるような学会版四章の頭へである。

ところで、「11」の前の部分には何が記されていたのであろうか。すなわち「6」から「10」まで、学会版では20から24までの部分であるが、そこには梅村の新たな政策がこと細かに記されていた。新たに高山県が誕生したのにもない、梅村は知事に任命される。そこで梅村は、高山県知事の名で布告を発表する。第一から第五まで、布告という形で梅村の政策が順序正しく詳細に記されているのである。江馬弥平がその局長を務める商法局の設置も、弥平と一夜語り合った柏木徳兵衛の役職であった勸農方の創設も、この布告に謳われていたことであった。要するに、ここは梅村の発した布告ないしは新たな政策としてきっちりまとまっている部分なのである。学会版では、そこに突然と捨て児発見と墓に詣る梅村とおつるが描かれているのである。もともと、初稿でもそれは似たような事情であったといえる。ただ、初稿では捨て児発見に苦悩する梅村とおつるの記述の前に憐窮使についての記述があった。すなわち「11上」であるが、そのためにそれほど唐突な感じはないであろう。憐窮使の創設もまた梅村の政策のひとつだったからであり、捨て児に対する梅村の反応は憐窮使創設の意図とからんでいたといえるからである。いうまでもなく、憐窮使とは窮民を憐れみそれを救うための役職である。

このように見てくると、学会版よりも初稿の方がよりましたとは思われないのだが、初稿も少々強引であることは否めない。そして、初稿には学会版では回避されることになるある欠点があった。それは、捨て児発見とその墓参りの記述がまさに連続していたがゆえに、少々拙速の感をぬぐえないことである。梅村は捨て児のために立派な墓を建て、そこにみずからの碑銘を刻ませた。そして、梅村はおつるをともしないできたばかりの墓に詣るということになるのだが、捨て児発見からすぐさま墓の建設と墓参りへというこの展開には、どこかあわたた

しい感じがあるのである。それはたぶん、この作品全体の書かれ方に関わっている。

この作品は、慶応四年一月二十三日からはじまり、明治二年四月二十日、梅村に代わる新しい知事の就任でほぼ終えられる。慶応四年はすなわち明治元年であるから、その間約一年三ヶ月である。ただし慶応四年は太陰暦における閏年である。すなわち、十二ヶ月のほかに閏月が加わり十三ヶ月になる。したがって、一年三ヶ月といったが実は十六ヶ月になる。この年の閏月は四月であった。いうまでもなく、太陽暦が採用されたのは明治五年であり、この作品はむろん太陰暦で記されている。さて、その十六ヶ月あまりを、この作品はほぼ時間の経過にしたがって記されている。要約には日付を（ ）付で記しておいたが、その進行は遅々としているというべきであろう。それ相当の長さを持つ作品であるからそれは当然である。ちなみにいえば、本稿の対象である第二部及び第二編は他に比べて進行が早い。第一部及び第一編は約一ヶ月、第三部（初稿にはそれに相当する第三編というべきものは存在しないことは前稿で述べた）は約五ヶ月。それに対して第二部及び第二編は約十ヶ月になる。いずれにしても、その進行はゆるやかであり、かつ基本的には時間順序にしたがっていた。

そのことを考えると、この部分はやはり少々拙速であったといわざるを得ないのである。捨て児が発見されたのが閏四月十二日、そして墓が完成したのは七月のことだったからである。捨て児発見の記述の際には、学会版、初稿のいずれにも日付は記されていなかった。だが、墓完成の記述の部分には梅村がみずから認めた碑銘の全文が、やはり学会版、初稿のいずれにも引用されていた。そこに、捨て児発見の日が記され、碑銘の日付に「慶応四年戊辰七月」と刻まれていたのである。地の文には七月はじめとも記されていた。つまり、捨て児発見から墓の完成までには三ヶ月あまりの時間があつたのである。初稿では、墓の完成と墓参りを描くために一度三ヶ月前のできごとまでさかのぼり、それに続けてあわたたしくそれらが描かれていたのである、学会版で、この部分から捨て児発見の場面を削除したのはおそらくはそのためである。一度時間をさかのぼって記すことは、小説の書き方として特に問題があるわけではない。ただこの作品では、とりわけ

学会版においては基本的にそのような書かれ方はされていなかった。その部分は、そのような基本的な書かれ方にそう形の、あるいはそれを支える形の改稿であつたというべきであろう。

だが、学会版はそれですべて解決されたわけではない。残される形となった捨て児の墓建設と墓参りの記述は、やはり唐突の感をぬぐえないのである。にもかかわらず、そして捨て児発見の記述が他に移されたにもかかわらずここに残されることになったのには理由がある。それは、墓の完成が七月だったからである。先に述べたように、この記述の前の部分には梅村が発表した五つの布告に関する詳しい記述があつたが、その布告発表の日付が七月一日だったのである。その同じ月のできごと、それから程経ぬ七月はじめのできごととしておそらくはここに記したのである。むろん、唐突の感は否定すべくもない。ただ、ひとつだけ指摘しておくならば、布告を発表し次々と実行される新たな政策における精神と、捨て児の墓を建てようとするその精神はまったくの無関係というわけではなかったであろう。

残された問題はもうひとつある。「11下」、すなわち捨て児発見に苦悩する梅村とおつるに関する記述を、なぜ学会版四章のはじめに持ってきたのかという点である。先に述べたように、四章は田植えの場面がその中心をなしていた。その部分の頭に「11下」がすえられていたのであり、ここもやはり唐突の感は否めないであろう。にもかかわらずここに持ってきた理由は、先と同様おそらくは時間的な問題である。捨て児発見は閏四月十二日のことであつた。この部分の記述には学会版、初稿いずれにもその日付は記されていなかったが、梅村の碑銘にそれが記されていた。閏四月十二日は現在なら五月中旬から下旬頃にあたる。山国の飛驒でも遅い田植えがはじまる時期であろう。捨て児発見の記述をこの部分に持ってきたのは、おそらくそのような理由による。ただ、ここでもひとつだけ指摘しておくならば、その記述のすぐ次に描かれる、ひとり家に残され泣き叫ぶ赤ん坊と哀れな捨て児は重なっていたといえるであろう。たまたま雨宿りをした百姓家で泣き叫んでいる赤ん坊を見つけ、わざわざ親を呼びにやり戻ってきた母親をきつく叱る梅村の脳裏には、当然捨て児の影があつたはずである。

学会版ではできる限り時間順序にしたがって記そうとしたことが、ここらにもはつきりとあらわれているといつてよいであろう。その結果、やや唐突な感じの部分も生じてしまったのだが、しかしよく考えてみれば、世の現実にかかるべきことはしばしば唐突であろう。というよりは、むしろ唐突なできごとに満ちあふれているというべきかもしれない。その意味で、そのような書かれ方はむしろリアリティックであったといえないこともないのである。いわば時間順序というリアリティーはあったのである。

以上、初稿で分断された四つの単位を中心に検討した。だが、構成の変更はそれだけではない。引き続き他の部分を検討する。まずは学会版の31後半から33までに対応している〔21〕と〔19〕である。ここは学会版の七章になるが、対照表に示したように、この部分に対応している初稿の単位はその順番も含めてかなりばらばらである。〔18上〕、〔11上〕についてはすでに見たが、それに続けて〔21〕、〔19〕と並んでいるのである。先に述べたように、この七章は飛驒の貧窮に関するところがまとめて記されている部分であり、〔21〕と〔19〕はまさにその意図にそったものであったといつてよいであろう。〔21〕は常平倉の建設や富救会、施薬院の設置といった救恤政策が記されていた部分であるが、その救恤政策のひとつである憐窮使について記された〔11上〕にそれが並べて記されていたのである。

〔19〕は、一言でいえば天保大飢饉死者のための法要について記された部分である。飛驒の貧窮に関するところがらのひとつとして過去に起こった大飢饉に触れ、そのときの死者を弔う大法要としてここに描き出したのであろう。少々強引な感じがしないわけではないが、ただここでも時間的な問題がからんでいたと思われる。法要が行なわれたのは古川町の本光寺であったが、その日付ははつきりとは記されていない。ただ、八月の下旬頃であったことは確かである。学会版には八月二十三日から二十七日までの五日間、東山大雄寺で同じく天保飢饉死者のための大法要が行なわれ、その同じころに行なわれたと記されていたからである。要約を見ればわかるように、このあたりは七章を含みその前の六章、五章とはつきりした日付はほとんど記されていない。先にも触れたように、捨て児の墓の完成が七月のはじめと記されていたが、明確に記されているのは梅村の布告発表の日

付、七月一日くらいである。したがって、時間順序を厳密に跡づけることはできない。だが、次の八章の頭には明治改元の九月八日が記されており、それらのことを考えれば、天保飢饉死者のための法要をこの部分に持つてきたのは時間の問題も考慮してのことであったと考えられる。

〔19〕と〔21〕の順が逆になっている理由はいうまでもない。あいだに位置する〔20〕は二つに分断され他の部分へ移動したことはすでに述べた。初稿の〔18〕から〔21〕を順に並べてみればその内容は相当にばらばらであったことは改めて確認するまでもないであろう。

ところで、対照表には学会版七章に対応する初稿の章を五章と示してある。最下段には五章を構成する単位を記してあるが、それらと対応部分に記した初稿の単位のあいだにはかなりのずれがある。本稿のはじめにも断わったように、それは初稿にも学会版と同様に章を記し、またももとの章を構成する単位をも記しておいたからである。学会版七章に相当する初稿の章としては五章のほかはなく、その結果ももとの単位と対応部分の単位にかなりのずれが生じたことはいたし方がない。そのような無理をしてまであえて初稿に章を記したのは、全体の構成の変化をわかりやすくするためであったことはいままでもない。ただひとつ述べれば、七章と次の八章をひとくくりに見れば、そのずれはほぼ解消される。第二の変更として七章と八章を一括して扱ったのはそのためでもあった。

次に検討しなければならぬのは学会版の八章、38と39に対応している〔22〕と〔23〕である。一言でいえば、この八章は梅村の強権的な政策が次々と実行される部分である。先にも触れたが、35と36の部分では祭りの準備中、梅村に対する不満が語られているさなか役人がやってきて、お社の御神体を没収され祭りの中止が命じられる。御神体が没収されたのはそれが仏像であったからで、新政府の方針でありまた梅村の信奉する神道に反していたからである。要するに、新政府の廃仏毀釈政策の一環にはかならない。次の37の部分には他の村々でも同様の御神体調べが行なわれ、多くの村で祭りが中止になったことが記されている。そのような強権的政策のひとつとして、いやそれをさらにおし進めるものとして、ここに初稿の〔22〕と〔23〕が持つてこられたものと考えてよいであろう。〔22〕

は郷兵の組織について、「23」は梅村に対する不平分子の捕縛等が記されている。郷兵ははじめ志願制であったが、一部を除いて無給であったため辞職者があいつぎ、やがては強制となった。不平分子の捕縛はあらゆる人に及び、旅宿の主人相手に梅村を批判した旅の雲水までもが捕らえられた。このような強権的政策を次々に行なったのも、八章冒頭に記される明治改元をはじめとする新政府の政策が背景にあったことはいうまでもない。その新政府に対して梅村は、政策にたがわぬよう監察使を遣わされたいといった進言も行なっていた。

初稿では、この「22」と「23」は明治改元の記述のすぐ前におかれている。加えていえば、それははさんでその前の「21」はさまざまな救恤政策が記されている。先に指摘したように「18」から「21」までの構成は相当ばらばらであったが、それに「22」と「23」を並べてみれば、ばらばらの感はいっそう強まるというてよいであろう。

最後に第三の変更を検討する。学会版の49から51までの部分である。初稿が対応しているのは「31」、「33」、「34」、「35」の四つである。ここは、合羽屋おらくと吉住弘之進の密通に関する処罰が中心に描かれている部分である。要約に記したように、おらくと弘之進それぞれに対する処罰のいい渡し、晒しの刑に処せられるおらく、そしてそれに対する人々の反応、というのが学会版におけるおらくよその展開である。それに対して初稿では、弘之進に対する処罰のいい渡し、晒しの刑に処せられるおらく、その次におらくへのいい渡しが入り、人々の反応と続いていたのである。初稿のおかしさは明らかであろう。刑執行のあとに処罰のいい渡しが記されているのである。学会版における変更はむしろ、それを正すためであったことはいうまでもない。ただ、刑執行のあとにいい渡しを置くというのは必ずしもまずい方法であるとはいえないであろう。時間順序にはさからうが、それもひとつのあり方ではある。だが、一方の弘之進に対するいい渡しがあり、おらくの刑執行を記したあと再びおらくへのいい渡しというのは、あまりよい方法とはいえないであろう。ただ、初稿にはちよつとした工夫があった。処罰のいい渡しの場面を直接描くのではなく、晒されたおらくの傍らに、いい渡しを書かれた木札が立てられていたのである。

付け加えていっておけば、初稿とは異なり、学会版では処罰のいい渡しはおらく、弘之進の順になつていく。対照表で「34下」が「33」の前にあるのはそのことを示している。いずれが先かそれほど大きな問題ではないであろう。ちなみに、処罰はおらくの母親おえいと、弘之進の父親礼助にも下ったことは要約に記したとおりである。おらくの方が母親であったのは、すでに父親が他界していたからである。

変更はもうひとつある。初稿「31」が分断され、51の二部に「31下」が位置し、「31上」はやや離れた45の部分に位置している。学会版の51は、おらくと弘之進の処罰に対する人々の反応が描かれていた。ここでは、おらくへの処罰を梅村の意趣返しとすわさし戦々恐々とする人々の様子が描かれていた。意趣返しとは、要するに梅村がおらくを口説いたが意にならず、そのためにむごい処罰を与えたという根もないわさである。51に対応するもう一方の「35」もむしろ同様の内容だが、そこに「31下」が付け加えられたのである。そこで記されていたのは、密通ならぬある売笑事件であった。母娘二人暮しの商人宿で泊まりの商人を相手に色をひさいでいたことが発覚し、母娘ともども手鎖の上、三日間の引きまわしにあうというできごとである。先の密通事件に対する人々の反応が描かれている部分にわざわざこの事件を持ってきたのは、戦々恐々とする人々をよりいっそうの不安に陥れるためであったと考えられる。事実この事件があつてから、いわゆる曖昧屋と呼ばれる四、五軒が夜逃げをしたことが記されている。曖昧屋にとつてばかりでなく、そのことは人々の不安をよりいっそうかきたるものであつたことは確かである。しかし、強いてここに持つてくる必要があつたかどうかは疑問がないわけではない。この部分が、初稿の「31」をことさら分断してもつてきたものであることを考えればなおさらである。

そこで、もう一方の「31上」を考える必要がある。この部分は「31下」とはやや離れたところにある、と先に述べた。問題にしている第三の変更箇所を含む十章のはじめにそれは位置している。しかし、離れたところにあるというべきなのは、実は「31下」の方なのである。対照表に記したように、学会版十章に対応するのは初稿の八章であるが、それを構成していたのは「31」から「35」までの五

つの単位であった。学会版の十章は新たに加えられたものも多く、また「32」は省略されているが、そのほかはすべて存在し、それらは多少の前後はあるものの「31上」を先頭に「35」までは、おおよそ順番に並んでいるといつてよい。ただひとつ「31下」だけが、「35」のあとの最後にきていたのである。初稿と同様、章のはじめに位置していた「31上」に記されていたのは、密通厳禁をはじめとする風儀取り締りについてであった。おらくと弘之進の密通事件もその流れにおいて記されたものということができるが、梅村は風儀取り締りの一方、一見相反する公然の遊女屋を設けさせた。初稿には「もとより風儀肅正の目的からであった。」とだけしか記されていなかったが、学会版に記すように、「事は男女の根づよい本能に関する問題であるから、二三の布告ぐらゐでは到底取締の趣意を貫徹し得ないのを見て取つた」からである。飴と鞭というよりは、いわゆるガス抜きである。先に見た売笑事件は、いわばその関連で記されていたといつてよい。事件が発覚した商人宿はむろん遊女屋ではなく、したがって厳しい処罰を受けるのである。そう考えるならば、この部分を切り離し、密通事件の処罰に対する人々の反応を記した部分にわざわざ持つてくる必要はなかったといふべきであろう。

以上で、第一から第三までの変更については終わりである。しかし、検討しなければならぬことはもうひとつある。初稿第二章が四章のあとに置かれている章レヴェルの変更、つまりは章まるごとの変更である。それを最後にまわしたのは、それぞれの章の範囲内においてすでに検討した「11」に関するもの以外は大きな変更がなく、まずは単位レヴェルの変更を解き明かした上で扱う方がわかりやすいと考えたからである。初稿の四章は学会版でも同じく四章に、二章はそのあとの五章に対応しているわけだが、対照表に示したように、学会版ではそのあとに新たな章が加わっている。また、一章のあと、つまりは本来初稿の二章があるべきはずの部分にも新たな章が加わっている。おそらくはそのことも無関係ではないと思われるのだが、変更の最大の理由はやはり時間的な順序の問題であったと考えられる。

だが、それについてはもはや多くの説明は不要であろう。先の「11」に関する検討でなかば解決済みといつてもよいのである。初稿の二章に対応している学会

版の五章は、梅村の知事就任を頭に新たな政策がこと細かに記され、最後にやや唐突に捨て児の墓に関するところが記されていた。初稿ではそれが一章の次に記されていた。一章は、はじめの部分に京都の旅宿での郡中会所総代らの宴会の場面が描かれているが、その記述の中心は新たに飛驒高山にやってきた梅村と、梅村到着後の新たな動きを示すいくつかのことであった。梅村がやってきたのは三月一日のことで、その後のこともすべて三月中のことであり、この部分に続けて先の記述があったわけだが、梅村が新たな政策を発表したのは七月一日のことであり、捨て児発見に関することも同月のことであった。ということとは、初稿では一章と二章のあいだに三ヶ月あまりの時間があることになる。一方、初稿の四章、学会版でも同じく四章であるが、そこには捨て児発見に関するやや異質な記述がはじめに置かれているが、あとは田植えの場面が中心に描かれていた。捨て児発見は閏四月十二日のことで、田植えもそれから程経ぬころに行なわれていた。初稿ではこの部分が、三章をはさんで先の二つの記述のあとに記されていたのである。つまりは、もう一度四月にさかのぼった形で記されていたのである。初稿第二章が四章のあとにまわされた理由はもはや明らかであろう。こ

こでもやはり、時間順序にしたがったのである。それにしても、初稿ではなぜそのような構成にしたのであろうか。くりかえしになるが、小説は必ずしも時間順序にしたがって記す必要はない。だが、ここでは何か特別な意図があったとも考えられないのである。そうしなければならぬ理由を見つけることはやはりできないのである。だとしたらなら不用意な構成といふほかはないのだが、しかしそうともいい切れないところがあるのである。

そもそも、梅村の高山入りとその後のいくつかの記述を記したあとに、新任者としての新たな政策に関する記述を続けることは、いわば自然な流れであったとはいえるであろう。だが、そのあいだには三ヶ月あまりの時間があった。新たに高山県が誕生したのともない梅村は知事に任命され、新たな政策に関する布告を発表したのが七月一日のことであった。だが、初稿にはその日付は記されていない。それだけではない。高山県誕生の日付も梅村知事就任の日付も記されていない。五月末に飛驒県が置かれることになったという記述はあったが、

それに続けて、「まもなく、また、高山県となつた」とだけしか記されていないからである。知事就任についても、「折から、梅村は、事務打合わせのために京都へ上つてゐた。」という記述のあと、弁事局から呼び出され任命されたことが記されていたのであつた。布告の発表についてもまた、「まもなく」ということばが媒介されていたのである。要するに、初稿では日付が曖昧なままに、梅村の高山入りから布告発表までが続けて記されていたのである。日付が曖昧であるがゆえに、それはごく自然な流れとして記されていたといつてよいであらう。ただ付け加えていっておけば、学会版にも高山県誕生と知事就任の日付はなかつた。だが、布告発表の七月一日が明記され、以下その布告についての詳細な記述が続いていくがゆえに、そして何よりも、梅村の高山入りとその後のできごとを記した一章とは離れているために断絶は明白である。

二

構成の変更の次に検討するのは、新たに加えられた部分である。まずは章レヴェルの追加といえるものが二箇所ある。学会版二章と六章である。六章は〔20上〕が入っており完全な追加とはいえないが、ほぼ新たな章の追加と見て差しつかえないであらう。そのほかは四章における16、十章における46、47、48、そして52である。まずは後者、すなわち単位レヴェルの追加から検討する。

四章の16は、狩りに出た梅村が、雨宿りに入った百姓家に一人泣く赤ん坊を発見し、親を呼びにやるといった内容である。何度も述べたように、四章は田植えの場面がその中心をなしていたが、そのはじめに、つまりは学会版15の部分に捨て児発見に苦悩する梅村とおつるの記述が置かれていた。初稿には捨て児発見に関する記述は他の部分にあり、初稿〔11〕を分断してわざわざこの部分に持ってきたものであつた。時間順序にしたがったものとはいへ、唐突の感はまぬがれなかつた。16の新たな追加は、いわばその唐突感をやわらげるためであつたと考えられる。わざわざ親を呼びにやり、戻ってきた赤ん坊の母親を叱責する梅村の脳裏には、哀れな捨て児の影があつたはずであると先に述べたが、16の追加によつ

ていわばそのような効果を生んだのである。母親は田植えの最中に呼び出されたのだが、それが描かれていたのは18であり、16は四章の中心をなす田植えの場面ともうまくからんでいたのである。だが、16はただ15の唐突さを緩和するためにだけ追加されたというのはいいすぎであらう。16の追加は、梅村速水という人物の造型の問題とも当然関わるはずである。密通者や不平分子に対する無慈悲さの反面、小さな者や弱者に対する優しさを持つ梅村。先見のかつ合理的な思考をする反面、理想主義的かつときに非理性的な思考をする梅村。16は、梅村のそのような二面性がよくあらわれている部分といえるであらう。だが、そのような梅村の造型をどう評価すべきなのかはまた別の問題である。いうまでもなく、それは小説としてのこの作品全体の評価に関わる問題であり、ここではこれ以上立ち入ることは避けるべきであらう。

次に十章における四つの追加を検討する。「合羽屋おらく」と題されたこの章において焦点となつている人物はむろんおらくである。吉住弘之進との密通によつて晒しの刑に処せられるというのが主たる内容といつてよいであらうが、そこに梅村のおらくに対する意趣返しのおわさといつたことがからみ、戦々恐々とする人々の様子が描かれていた。はじめの45と46はいわばその前段といつてよく、46の追加はその前段としての追加といえるであらう。45に記されていたのは、密通厳禁をはじめとする風儀の取り締りについてであつた。新たに加えられた46は、六人の女に対する密通容疑の取り調べが記されていた。六人のうち三人は事実であつたが、いずれもが説諭のあと解放という寛大な処置であつた。46の追加は、45の風儀取り締りのいわば一例として記されたものと考えてよいであらう。加えていえば、それは弘之進とおらくの密通事件への伏線という役割もはたしていたといえるであらう。ただ注意すべきなのは、初稿では風儀取り締りについての記述のあとにある売笑事件の記述があつた。学会版ではそれがはるかあとにまわされていたのだが、初稿ではその売笑事件が風儀取り締りの一例であつたといえるであらう。学会版ではそれがあとにまわされることによつて、いわばその代わりに新たに46が加えられたと見ることが出来るであらう。あるいは反対に、46が追加されることによつてもうひとつの例といふべき売笑事件があとにまわされたとい

うべきかもしれない。だがいずれにしても、売笑事件の記述をあとにまわす必要がなかったことはすでに述べたとおりである。

次は47と48の二つである。47は村山三郎という人物がおらくと弘之進の密会を発見しおらくをおどすという内容。48はおらくと下女のおかねに対する尋問の場面である。要するに、これらはおらくと弘之進に対する処罰のいい渡しに至るまでの経緯が記されている部分といつてよいであろう。新たに追加された意図も、むろんその経緯を詳しく描くためであったということになるであろう。たとえば尋問の場面については、新たに追加された46の部分にも一人の女に対する尋問の場面が描かれていた。晒しの刑に処せられることになる、この十章における中心人物ともいべきおらくとその下女に対する尋問が加えられたのは、しかるべき追加だったといえるであろう。しかし、47の追加には少々疑問が残るのである。おらくと弘之進に対する処罰のいい渡しに至るまでの経緯としてその密会について記すことは、むろんおかしなことではない。問題はその書かれ方にある。

47は村山三郎という人物の登場からはじまる。もと地役人で今は山林方である村山は、半年前から岩井屋へ通うようになった。岩井屋とは合羽屋を営むおらくの家である。その晩も、夕食を済ますと子供が寝つくのも待ち切れず家を出た。村山は妻帯者で子供もいたが、一ヶ月程前に妻を病気で亡くしていた。途中、屋台で団子を買って岩井屋へと急いだ、あいにくおらくは留守であった。村山はみやげの団子を母親のおえいの前に置き世間話をはじめ、おえいの態度はそつけない。やがて村山は岩井屋をあとにし、その足で雲龍寺へと向かった。おらくが雲龍寺の金比羅様の縁日に行ったと聞いたからである。到着した村山はやがて人群れのなかにおらくを見つけて、そこにちょうど弘之進が現われ、二人は何やら親しげに話しをしながら歩いて行った。村山はあとをつけるが、おらくの家に近いとき弘之進は供の下女に何やらささやき、おらくの腕をつかんで暗い路地へと消えていった。村山は一人残された下女のおかねのもとへ行き二人の行方をただが、おかねは曖昧な返事をし、その場から逃げ去ってしまう。のちにおかねも尋問を受けるのはそのためである。村山はあちこちを探しまわることが見つかることはできなかった。だが半刻ほどたったころ、路地のなかから

弘之進が一人現われた。弘之進が立ち去るのを見届けた村山は路地のなかへ入って行き、そこでおらくに出くわすのである。村山は弘之進のことを問いただが、むろんおらくはしらを切る。逃げようとするおらくの腕をつかまえ、村山はなだめたりすかしたりしながら口説くが、最後にはおどしにかかる。だが、やがてすきをうかがいおらくは逃げ去ってしまうところで、この47は終わる。

長々と梗概めいたことを書き連ねたが、わかるように、おらくと弘之進の密会はいくまでも村山三郎という人物が目撃するという形で描かれている。それだけではない。その目撃に至るまでの村山の行動までが詳しく描かれているのである。要するに、この部分は村山という人物を中心として、その人物の視点で描かれているといつてよいのだが、はたしてその必要性はあったのであるのか。

いうまでもなく、この作品はある特定の人物の視点で描かれてはいない。第一部は竹沢の、第二部と第三部は梅村の視点で描かれてはいるが、この作品の視点人物といえるようなものでは決してない。もちろん、他の人物の視点で描かれている部分も少なくなく、その人物もまた多様である。その意味で、村山というある特定の人物に視点があることは特異だったわけではない。だが、ここでの焦点は明らかにおらくと弘之進の密会にある。47と48は処罰のいい渡しまでの経緯を描くために追加されたものであろうと述べたが、密会に関する記述は48の尋問の場面と並んでその経緯の要といつてよいであろう。さらにいえば、村山はこの部分にだけしか登場せず、次の尋問の場面にも登場してはいなかった。つまり、村山の密告ないしは証言によっておらくに嫌疑がかかったといったことは記されていないのである。ただ、夜な夜な岩井屋にやってくる人物としておらくが証言した何人かの一人として、村山の名があがっていただけである。であるなら、わざわざ村山に目撃されるという形で描く必要もなければ、村山を視点人物として描く必要もなかったといわざるを得ないのである。いうまでもないことだが、尋問の場面はある特定の人物の視点で描かれていたわけではない。

以上のように考えるならば、47の追加自体疑問といわざるを得ない。このような追加ならばむしろなくなるといふべきではなからうか。密会の事実が48の尋問の場面で明らかにされるわけで、あえて密会の場面を描かないというのも一つ

の方法といえるであろう。あるいは、尋問の場面での証言としてやや詳しく描くといった方法もあるであろう。いずれにしても、47のような形で追加よりはよりよい方法ではないかと考えられるのである。

だが、それにしてもなぜこのような追加が行なわれたのであろうか。処罰い渡しに至る経緯を描こうとする意図は確かにあったであろう。しかし、目的はおそらくそれだけではなかった。もうひとつの目的はたぶん、おらくを描くこと、初稿よりはより詳しくおらくを描くことにあった。十章が「合羽屋おらく」と題されているように、この章は全体としてそのような意図がはつきりとあらわれている。なぜおらくなのかという問題はあつた。だが、その点については深く立ち入らない。ただ、女性の登場人物にスポットをあてるとしたならば、初稿の記述から判断してもおらくか、おつるくらいしかなかったであろう。おつるもまた、新たに加えられた「おつる」と題される二章でスポットがあてられることはのちに見る。前稿でも述べたが、この作品には印象深い女性の登場人物が極めて少なかった。それは特に初稿に著しい。学会版におけるおつるとおらくの造型は、そのような初稿のあり方を少しでも改めようとしたものであつたことはまちがいない。だが、それならばなおのこと、先のような書き方をする必要はなかつたといふべきであろう。

おらくは第一部にも一度だけ登場していた。前稿で述べたように、それは学会版で新たに加えられた部分においてであつた。つまり、初稿の第一編にはおらくは登場していなかった。学会版において第一部におらくを登場させたことも、おそらくにスポットをあてることの一環だったといえるであろう。だがそのことよりも注目すべきなのは、そこでおらくもまたある人物に見られる、あるいはある人物に出くわすといった形で描かれていることである。町年寄の矢島と川上屋善右衛門が路上で立ち話しをしている。善右衛門もまた矢島がたまたま出会った人物だったのだが、そこにおらくが近づいてくる。おらくはすれちがいきまにお辞儀をして通りすぎていくのだが、そのあと二人はおらくを話題にするのである。おらくはたまたま出会う人物として、そして見られる人物あるいは話題の対象として描かれていたのである。

十章における追加の最後は52である。第二部の最後でもあるこの52は、居酒屋で百姓たちがおらくと梅村についてさまざまなことを語り合う場面である。晒しの刑にされたおらくの哀れさや梅村の意趣返しとうわさはいうまでもなく、梅村と弘之進がお互いに刀を抜き決闘にならんとするときあやうくまわりに止められたといった、あたかも見てきたような嘘が語られたりする。そして最後には、梅村に対する批判で終わるのである。この部分がなぜ学会版において加えられたのかということについては、永平和雄『江馬修論』おうふう、00・2）が次のように述べている。

最後の十章「合羽屋おらく」の末尾、初稿にはない居酒屋の場面、おらくの晒を見に来た百姓たちの間に広瀬村の五郎作が現われる。それぞれの農民像も印象深いけれども、第一部に登場した五郎作の、おらくへの同情から始まり、自分の暮らしに切実な梅村批判の怒声で第二部は終わる。初稿ではおそらく意識されていなかった第三部「蜂起」（自家版では題名も「途上」としなければならなかったが、戦後の冬芽版からは一貫して「蜂起」である）の主演、「山の民の群像」の側の主人公のひとりだが、しっかりと書き込まれたのである。

永平の論は『山の民』の改稿過程に関する唯一の研究である。前稿では何度か言及したが、本稿においてこれまで一度も言及しなかったのは、要するに何もいっていないからである。これまで見てきた改稿についてまったく触れていないというわけではない。改稿の事実を指摘したものはいくつかあつた。その場合でも、改稿の理由や是非等に関しては述べられていなかった。もちろん、永平はそれ以外の部分にはまったく気づかなかつたというわけではないであろう。「詳細に比較検討したいけれども、あまりに紙数を費すので今は省略し」とか、「細かに見れば、まだまだ多く言うべきことがあるであろう」、あるいは「すべてを綿密に対照することはできないので」といったいい方を永平はくりかえしていたからである。要するに、永平が触れていたものの多くは、これまでに見てきた改稿以外のものだったのである。本稿でのいい方にしたがえば、つまりは単位内における

改稿である。むろん、それも重要であるにはちがいない。だが、これまで見てきた改稿が「あまりに紙数を費す」といった理由でほとんど触れられないのは疑問がないわけではない。ただ、「すべてを綿密に対照することはできない」というのは誇張でなく本当である。この作品は、小さな点を問題にすればほとんど一ページごと、いや一行ごとといつてもいいほどの改稿が行なわれており、そのすべてを明らかにする方法は、まさに全文を対照するしかないといえるからである。

それはさておき、永平の発言である。52 追加の理由として永平が述べているのは、第三部の主役となる人物を第二部の最後にしつかりと描いておくためだということであろう。永平も述べているように、第三部は「途上」と題されているが、学会版の次の版から以降は「蜂起」となっている。ちなみに、永平が自家版といっているのは学会版のことである。学会版第三部に相当する第三編といふべきものは初稿にはなかった。そこで、第三部を新たに書くにあたって、そこでの主役となる人物を描く部分を第二部に加えたというのであろう。その人物が広瀬村の五郎作だということである。

五郎作は確かにこの部分の中心的人物といつてよい。ただし、中心的というべき人物はもう一人いる。藤兵衛という百姓である。梅村と弘之進の決闘について語っていたのもこの藤兵衛であった。52 は、この二人の人物の会話が中心となって展開していくのである。その点からいえば、藤兵衛の方はどう説明すべきなのかという問題もある。実はこの場面にはじめから登場しているのは藤兵衛で、五郎作はあとからやってくるという設定になっているといつたこともある。しかし、五郎作はこの部分における中心的人物の一人であることはまちがいない。それだけではない。第二部での五郎作の登場はここがはじめてであるが、第一部には何度か登場していたのである。それは初稿第一編でも同様である。ばかりでなく、学会版第一部の十章、初稿第一編の六章は全体がほぼ五郎作を中心として描かれていた。その点で、藤兵衛は五郎作の相手役といった役まわりにすぎなかったといえないこともない。藤兵衛はこの部分にしか登場していなかったからである。しかし、永平がいうように、第三部の主役といえるような人物では決してなかつ

た。主役どころか、そもそも第三部には五郎作はほとんど登場していないといつてもいいすぎではないのである。作品最後にとまる駕籠に寄せられた五郎作が登場し、その子供たちとのごく簡単な会話が描かれているだけなのである。

永平には第一部の印象がよほど強く残っていたのであろう。そうとでも解さない限り、五郎作を主役とすることなどあり得ないのである。だが、五郎作がどうまる駕籠に乗せられ去っていくところでこの作品が終えられていることには、やはり注意すべきであろう。永平が勘ちがいがいしたのもあるいはそのためであったのかもしれない。永平は、五郎作を「山の民の群像」の側の主人公のひとり」とも述べていた。これもにわかには首肯しがたいのだが、いわゆる民衆のなかでは、あるいは百姓のなかでは五郎作にかなりスポットがあてられていたことはまちがいない。作品最後に五郎作を登場させたのもその一環だったといつてよいであろう。五郎作を最後の場面に登場させることの是非は今では問わない。ただそう考えるならば、第二部における52の追加はそのことと無関係ではなかったであろう。永平が、ここで五郎作が「しつかりと書き込まれたのである」と述べているのは、たぶんそのへんのことをいいたかったのであろう。だが問題は、ここでなぜ「しつかりと書き込まれ」る必要があったのかということである。そのことについて永平は何も述べていなかった。おそらくは、第三部の末尾を意識して、第二部を終わるにあたってもう一度五郎作を描いておこうとしたのであろうといった程度のことだったのであろう。「初稿ではおそらく意識されていなかった第三部」といったいい方をしていたのはたぶんそのためである。だがそれだけのことならば、52を是非とも追加する必要はなかったともいえる。

作品最後の部分に、五郎作はとうまる駕籠に乗せられ登場すると述べたが、五郎作がなぜそのようなことになったのかについては実は何も記されていなかった。したがって、この部分は唐突といえばかなり唐突な展開ではあるのである。もちろん、捕えられたのは五郎作だけではなかった。とうまる駕籠は十あまり並んでいたと記されており、その少し前には十五、六人の者が召し取られたという記述もあった。五郎作はその十数人のうちの一人だったわけだが、他の者についてもその理由は記されていなかった。ただ、一人だけ次のように記されていた。

宮田村の房吉といふ獵師は、「××を仕留めたのはこの己じや」とかねてから居酒屋などで豪語してゐたので、この際召とられても仕方が無かつた。

「××」は伏せ字である。学会版にはかなりの伏せ字がある。第一部と第二部にもむろんあるが、第三部に入つてそれは極端に増える。描かれている内容の問題もあろうが、出版の時期とも無関係ではないであらう。学会版三部はそれぞれ、一九三八、三九、四〇年に出版されている。第三部が出たのは太平洋戦争開始の前年である。数は少ないが、伏せ字は初稿にもあつた。初稿が雑誌『ひだびと』に連載されたのは一九三五年から翌三六年にかけてである。伏せ字については別に検討する予定だが、ここでの「××」にはたぶん「梅村」が入るはずである。

詳しくは触れないが、作品最後の方になつて梅村は高山を去る途中負傷する。その部分も伏せ字が多くよくわからないところがあるのだが、突然何者かに肩を撃たれたことは確かである。それが直接の原因かどうかはこれまたはっきりしないのだが、それから半年あまりのちに梅村は死ぬ。宮田村の房吉は「仕留めたのはこの己じや」と述べていたが、このときに梅村が死んだわけではなく、またさう発言していたころにも梅村は生きていた。それを房吉が知っていたかどうかはともかく、そのように豪語していたために房吉は捕えられたのである。もつとも、房吉のいったことが本当のことであつたかどうかはわからない。作品にも、「しかし実際にそれが彼の「手柄」であつたかどうか、確かな事は誰も知らなかつた。」と記されていたが、それが先の梅村負傷のことを指していることにまちがいない。だからこそ、房吉だけが名を冠されて登場してゐたのである。であるなら、五郎作についても何らかの説明があつてしかるべきであらう。第二部の最後に加えられた52はその説明であつたといわれないまでも、それをいわば暗示するものであつたといえるのではなからうか。

52は、居酒屋で百姓たちがおらくと梅村についてさまざまなことを語り合う場面だが、述べたように、その中心になつてゐたのは藤兵衛と五郎作であつた。話しは最後に梅村に対する批判へと向かい、藤兵衛と五郎作の発言はいよいよ激し

てくるのだが、実はそれに対して他の百姓たちはとまどいも見せていた。ある五郎作の発言のあとには次のような記述があつた。

今度は百姓共は黙つてゐた。いかに最も重大な関心事とは云へ、梅村の施政を陰でとやかく云ふ事は堅く禁じられてゐたし、随つて恐ろしかつたのである。

こう記されたあと、「だが、五郎作は愈々熱して荒い声を高めて言つた。」とし、また五郎作の発言が続けらるのである。あるいは、ある藤兵衛の発言のあとにはこうある。

この時、若い百姓が、堪りかねたやうに手を振つて藤兵衛に口をつぐませた。梅村は非常に猜疑深いので、到る所に廻し者を潜ませて、下々の者が陰でどんな風評をしてゐるか一生懸命知らうとしてゐる。もしこの話が廻し者に立聞きされ、梅村の耳に入つたら一大事だと云ふのである。

だが、五郎作はまったく意に介さず、最後には次のような発言を行なつていた。

「はゝゝはア、廻し者か！ いかにも有りさうな事じや。もしそこらに廻し者が隠れとつたらなア、己達がここで居酒のみながら話したことをそつくりその儘梅村様に告げて呉りヨ。聞けア、梅村様は今頃四美の山の中で猪狩に夢中になつてござるげなで、その間に己達がどんな話をしてをつたか、ちつとも知らつしやらまいで。」

この五郎作の発言で第二部は閉じる。酒が入つてゐるせいでもあらう、五郎作はかなり勇ましい発言をしている。だが、この居酒屋での発言のために五郎作が捕えられたというのではない。五郎作が捕えられたのは梅村失脚のあと、新知事就任後のことだつたからである。つまり、五郎作は梅村によつて捕えられたわけではないのである。もつとも、梅村在任中にさかのぼり、かつ梅村の方針にした

がって五郎作を捕えるということもあり得ないことではない。だが、実際はそうではなかった。第三部最後の十二章は、はじめに新知事の宮原大輔就任とそれを祝う宴会の場面が描かれたあと、梅村をはじめとする人々の処分とその後のことがいちいち記されている。五郎作もいわばその一人だったといえるわけだが、そこでの処分の対象となっていたのは、梅村をはじめ役人を中心とする人々であった。いわば梅村派の人々である。商法局長だった江馬弥平もむろんその一人であった。他に、新知事の宮原就任阻止を画策した人々の処分が記されていたが、地役人や郡中会所、町会所その他の人々には何の処分もなかった。要するに、反梅村派の人々には何の処分もなかったのである。反梅村ということではさまざまな動きを見せていた川上屋善右衛門も例外ではなかった。永平がいつていた第三部の主役というべき人物をあえてあげるとすれば、この善右衛門あたりになるのではなからうか。善右衛門は第三部のはじめから終わりまで頻繁に登場しており、五郎作とは比較すべくもない。

五郎作が捕えられたのは居酒屋での発言のためではなかった。だとしたら残る理由はひとつである。五郎作は何らかの行動を起こしたのである。行動といっても、善右衛門のような裏工作的な政治活動といったことではない。通常いかなる場合でも犯罪とされる行動、すなわち暴力行為である。梅村を撃つた（と本人がいつていた）房吉もむろん反梅村であった。だが、人を殺傷しようとした（と本人がいつていた）がゆえに房吉は捕えられたのである。五郎作もまた、そのような何らかの暴力行為を行なったのである。追加された52における五郎作の激しい口調は、いわばそれを暗示させるものだったといつてよいであろう。特に第二部をしめくくる五郎作の発言は、それを暗示するものを持っていたといえる。そうであるがゆえに最後に持つてきたといつてもよいであろう。

だが、可能性としてはいわば理由とはいえない理由といつてべきものが残されている。すなわち冤罪である。先の房吉に関する記述の部分にも、たとえば「あいつなら縄目にかゝつても仕方が無い」と誰からも見られるやうなものもあり、「ほゝう、何であんな奴が……」と不審かられるやうなものもあつた。」と記されていた。また、最後にとうまる駕籠に乗せられた五郎作は、子供たちに次のように

語つていた。

「なに、人間ア、嘘ついたり、ごまかしたりする気さへ無ければ、世の中に恐い事なんて無いのじや。ともかく、己ア何処へ出たつて、嘘ついたり、隠したりせにやならぬやうな事ア一つもしとらんつもりじやぞ。」

五郎作が冤罪でなかったといつていい切る決定的な根拠はない。捕えられた理由が記されていない以上、それは否定し切れないのである。だが、冤罪であったと記されていていたわけでもない。そして、その可能性は極めて低いといつてよいであろう。もし冤罪であるならばそのことを記さない理由が見つけ難いこと、そして、もしそうであるなら52の追加は行なわれなかつたであろうと考えられるからである。永平は、五郎作を「山の民の群像」の側の主人公のひとり」と述べていた。五郎作をそういつてよいかどうかは疑問がないわけではないが、「山の民の群像」のいわば代表的あるいは典型的な人物として描かれていたとはいえるであろう。五郎作はむろん善意にあふれる人物として描かれていたわけではない。無知で軽薄なところがあり、ときに狡猾といえるところもなかつたわけではない。それらも含めて五郎作は「山の民の群像」の代表的、典型的な人物だったのである。そんな「山の民の群像」を描くことが、『山の民』と題されたこの作品のひとつの目的であつたことはいつまでもない。そのような人物の冤罪を、ことさらに隠す必要はないのである。子供たちに語つた先の五郎作のことばも、冤罪を訴えるといつうようなものではなかつた。むしろ、ある覚悟を語つたことばともいえるのである。先の引用の前には次のようにも語つていた。

「己ア出る所へ出たら、みんな、何もかも正直に申上げるつもりじや。重い処刑になるならなるで良え。とにかく己の云ふ事は一応聞いて貰はにやならん。」

それにしても、五郎作はどのような行動に走つたのであろうか。むろんそれは記されていないが、これまたそれを暗示するような記述がなかつたわけでは

ない。五郎作は、第三部では最後の部分にしか登場しないと先に述べたが、実はごく目立たない形で他に一度だけ登場していた。第三部の九章に、江馬弥平の家の作小屋が火事になる場面がある。夜中に突如半鐘が鳴り出し、人々が駆けつける。だが、小さな作小屋が燃えていただけなので誰も消そうとはせず、見守るだけであった。その部分の最後に次のような記述があった。

小屋はおほかた燃えつきやうとしてゐた。誰かゝ大声で喚いた。
「……………どこじやア……………」

「江馬じや、江馬弥平じやア。」

荒い烈しい野良声がそれに反響した。一同はびつくりしたやうに声の主を振り返った。広瀬村の五郎作が、汚れた手拭で鉢巻をし、古びたバンドリを着こんで、黒いひげだらけのやんちゃな顔を人々の間から突き出してゐた。

柴口 順一

小屋が燃えたのは何者かによる放火であることはほぼまちがいない。近頃各所でボヤ騒ぎが頻発していたからであり、また梅村と同様、江馬も相当な反感を買っていたからである。そう考えるならば、放火したのは五郎作だったのではないかと読めないこともない。誰かが「どこじやア」と叫んだのに対して、五郎作は即座に「江馬じや、江馬弥平じやア」と答えていたわけで、怪しいといえは確かに怪しいといえなくはない。だが、それは同時に深読みといえはいなくもない危うさを持っている。そして何よりも、この作品を読む過程において、この微妙な表現からすぐさま五郎作を放火犯と認めることはそう容易なことではないであろう。この作品はそれ相当に長く、また登場人物もかなりの数にのぼるのである。さらにいえば、五郎作は最後に登場する以外、第三部ではここだけにぼつんと登場するだけなのである。

いずれにしても、五郎作は罪を犯したのか、犯したとすれば何をしたのかははつきりとは記されていなかった。それもまた小説のひとつのあり方にはちがいないが、これまで長々と述べてきたことがらを考えるならば、そのこと自体に疑問がないわけではない。であるなら52の追加もまた疑問ということになるが、その

ことについては立ち入らない。

以上で、52の追加については終わりである。第三部にまでやや踏み込む形となつてしまつたが、52がそれと深く関わっていると考えられる以上いたし方がない。初稿には第三部に相当する第三編というべきものが存在しない。したがって、初稿から学会版への改稿の検討においては原理的に第三部は扱わない。つまり、このような形でしか第三部に触れることはないのである。いうまでもなく、第三部については次の改稿を検討する際に詳しく触れることになる。ついでにいつておけば、本稿での検討はあくまでも初稿から学会版への改稿であり、その後の改稿についてはまったく考慮をしていない。のちの改稿を考慮することは、学会版改稿当時の問題性をゆがめかねないからである。あたりまえのことだが、学会版改稿時にはその後の版は存在していなかったのである。

単位レヴェルの追加を終え、次に検討するのは章レヴェルの追加である。第二章と第六章がそれだが、これら二つの章には、章レヴェルの追加というほかにも共通点がある。ひとつは、明らかにある一人の人物に焦点があることである。いうまでもなく、第二章はおつる、第六章は弥平である。もうひとつは、作品全体の進行とはやや離れた形の記述になつていゝることである。ある一人の人物が中心に描かれているのは、例のおらくを描いた章や五郎作を描いた章があつた。だが、いずれの場合にも作品の進行から特に離れたといふべき記述ではなかつた。おらくの章については先に詳しく見たので今さら述べるまでもないが、梅村の風儀取り締り政策のひとつの結果として、おらくをめぐる密通事件とその処罰が中心に描かれていたのである。五郎作の章もまた同様であつたといえる。五郎作が中心に描かれていたのは学会版では第一部の十章、初稿では第一編の第六章だが、章のはじめには、鎮撫使先発隊としてやつてきた竹沢が、年貢半減とその他運上等の軽減を約束したことが記されている。そのことを聞きつけた五郎作は大喜びで家路を急ぐが、途中藁づかい小屋に立ち寄る。そこには若者たちが集つており、息子の市助にいち早く伝えようとしたのである。あいにく市助はおらず、集つていた若者たちにそのことを伝えるが誰も信じる者はいない。五郎作は足早に立ち去り家へと向かつた。家に帰ると早速女房のおしずくに伝え、すでに寝ていた娘のおちか

起こしにかかる。だが、そこには夜ばいに来ていた若者がいた。五郎作はその若者にも伝え、酒までもふるまい上機嫌である。そこに市助が帰ってくる。市助も夜ばいに出かけていたのである。五郎作の章もまた、竹沢の年貢半減とその他運上等軽減の約束からはじまり、それを喜び吹聴してまわる五郎作を中心として描かれていたのである。

おらくの章も五郎作の章も、それぞれの人物を中心として描かれているが、作品の進行から特に離れた記述とはいえないであろう。それに対して、おつるの二章と弥平の六章はやや異なるのである。作品の進行とはまったく別の記述というわけではもちろんない。だが、これらの章にはおらくや五郎作の章にはないある特徴がある。それは、それぞれの章の中心となっている人物の生いたち、ないしはこの作品に登場してくる過程といふべきものが詳しく記されていること、そして、それぞれの人物の基本的なものの見方や生きていく上での基本的な態度といったものがよくあらわれていることである。それをはたして、一人の人格を持った人物として描かれているといつてよいかどうかはわからない。ただ、おらくや五郎作の描き方とは明らかに異なっていることはまちがいない。

まずは六章の弥平である。商法局の仕事で鉾山を巡視した帰り道、弥平は柏木徳兵衛の家を訪れる。以前から親友であった二人は気のおけない会話にうち興じ、弥平はみずからの印籠と刀を自慢する。それらについてもそれぞれのエピソードが語られるのだが、刀についての話しはたとえば次のようなものであった。五十両の大枚をはたいて買った虎鉄の刀を役人たちに見せると皆が羨ましがりほめてくれた。だが、吉住だけは薄笑いを浮かべ、はたしてその名刀を使いこなす腕があるのかと問うた。吉住とは、例の密通事件を起こした弘之進の父親である。それに対して弥平は次のようにいつてやったというのである。

ほう、侍方は刀を腕で使ふものと思つてをられるらしい。じやが、わしは刀は魂で使ふものじやと思つとる。なる程わしは百姓上りで、劍術などは知り申さぬ。じやが百姓でも魂は立派に持ち合わせてをる。

ひととおりの話しが終わり、食事の前に弥平は徳兵衛の家の野天風呂に身を浸す。湯船につかりながら山深いあたりの景色をながめているうちに弥平は子供のころを想いだし、これまでの人生をふりかえる。いわばそのような形で弥平の生いたちが記されるのである。いわゆる穀つぶしの末子として生まれた弥平は、小さいときに家を出される。桶屋の小僧や豆腐屋の行商をしたりしながら、そのうち糸紬屋の養子になった。学校には行かせてもらえなかつたので独学した。そして、やがては組頭に推されるまでになり、その後はさまざまなお役を命じられ、ついに商法局長になり苗字帯刀御免となったのである。さて、風呂からあがった弥平は徳兵衛と酒を傾けながらこれからの飛驒についておおいに語り合う。だが、そこで多くを語っていたの弥平であった。

「じやが、昔から云はれとるやうに、飛驒は下々の下国で、米も一向とれぬが、物産も到つて乏しい。この貧乏国を富ますのは容易な事では無いぞよ。そこで、己はいま鉾山に特別目をつけとるが、どうじやえ？ 飛驒には何は無くとも、山だけは沢山ある。山がたんとじやで、鉾山もたんとあると思はれる。げんに、今分つてゐるだけでも大分ある。己ア今度鹿間や、万波や、外にいくつも鉾山を巡視してきたが、なか／＼有望じやぞ。じやが、今のやうなやり方では埒明かん。山に坑道はいくつもあがるが、一つ／＼持主が違つとつて、やり方もまるで手内職じや。あんな事では大きい利のあがる道理が無い。あれを今度一つ残らず、商法局へ一手に纏めて、うんと資本をかけるんじや。つまり、もつと色々な機械も買入れたり、人夫も殖しやたりして盛んにやるんじや。さうすれアどん／＼利が上つてくる。今度調べてみると、飛驒じゆうの鉾山からあがる利益がやつと一万両足らずじや。こんど己の手にかけたら、一年のうちには必ずその七八倍、少なくとも七八万両の利益を挙げて見せる。」

弥平のことはのちに現実となるのだが、熱心に語り続ける弥平に対して、徳兵衛は、「はつはつはア、高原の山ん中にとえらい奴が生れたもんじやのう。」と嘆息していた。弥平のことは確かに、徳兵衛のみならず人を説得する力を持つ

ていたといえるのである。

もう一方のおつるであるが、これはまた弥平とは少々異なった描かれ方がされていた。二章は梅村の記述からはじまる。飛驒の統治者として意欲に燃える梅村が描かれるなか、ふとある晩の役人たちとの世間話しが描かれる。そこで話題となったのは梅村の妻帯に関するところで、まわりの役人たちはそれを勧め、梅村もその気がないわけではなかった。それがいわば前段である。次に描かれるのは笠松の役所への出張で、その途中梅村は番所役人の家に宿泊する。そこで給仕として出てきたのがおつるであった。梅村は一目でおつるを気に入り、杯をかえしみずから酌をする。梅村は陣屋奉公をうながすが、身分をわきまえるおつるは困惑する。おつるは番屋役人の娘ではなく、近くの商人宿の娘であった。だが、結局はおつるを連れて梅村は戻ってくる。形式的には侍女としてであったが、実質は妻としてであった。そのあとには、その後の梅村とおつるの生活が描かれ、最後に梅村が正式な結婚を決意するところで終わる。

わかるように、二章は梅村が中心に描かれているともいえる。一人の人物が中心に描かれているのはおらくや五郎作を描いた章もあると先に述べたが、いうまでもなくそれは梅村と竹沢を除いてである。梅村と竹沢はまさにこの作品の主人公といふべき二人であることは今さらいうまでもない。竹沢は第一部(第一編)の、梅村は第二部(第二編)及び第三部の中心人物であることはまちがいない。二章は、確かにその梅村が中心になっているともいえる。しかし、焦点がおつるにあることもまた確かであり、そのおつるがいわばこの作品に登場してくる過程が記されているのがこの章であったということができるのである。役人たちと妻帯について話す場面が描かれているのもむろんおつる登場の布石であり、出張の途中に番所役人の家に投宿するのもおつる登場のためであったといつてよいのである。梅村がはじめて出会ったときのおつるについてはあまり多くは記されていない。ただ、次のような記述がなされていた。おつる登場、最初の記述である。

二重脛のすゞしい黒い目で、鼻は小さく整つてをり、花びらのやうに柔かいふつくりした頬をしてゐる。やゝ鳩胸で、肩はまるく、肥つてゐる程では無いが、

小柄な容姿全体にふつくりした円味がある。態度はあくまでうや／＼しく、淑やかであるが、かと云つてよく見るやうに物おちして、堅くなつて上つてゐるのも無い。云はゞ素朴な落ついた様子で、しかも礼儀に叶つてゐる。唯手が赤つちやけて日常の労働を示してゐるが、白粉つきの無い顔はもとより、ふつくりした咽喉でも腕でも、真つ白で健康らしく艶やかである。

この作品に出てくる女性の登場人物では最も詳細な人物描写であり、梅村と竹沢を除けば他の人物を含めてもたぶん最も詳細な描写といつてよい。他の女性登場人物で詳細な人物描写がなされているのは、むろんおらくである。

くつきりした富士額、細い三ヶ月形の眉、形の良い鼻に小さい可愛らしい口もと、それに黒襦子の襟元から浮き上つた顔と細い首の色の白さ。澄み切つた高原の空気と清らかな真清水のある所にだけ生れるきめの細かい滑らかな白さである。そのために、長いもみあげの下にある小さい黒子までが愛らしく匂つて見える。(傍点は江馬)

これは、例のおらくが中心に描かれた章における記述ではない。おつるの場合と同様、おらくが最初に登場する際の記述で、第一部の九章に記されていた。それは学会版で新たに加えられた部分における記述でもある。いずれの記述も紋切型の描写をそれほど出るものではないが、おらくの方はただ色白であることを述べたにすぎないといえなくもない。それ以外は「富士額」、「三ヶ月形の眉」、「形の良い鼻」といったまさに紋切型の表現で、何もいっていないに等しいといつてもいいすぎではないからである。その色白を強調するのにも、「澄み切つた高原と清らかな真清水のある所にだけ生れる」といつた、やや興ざめのするような表現をしていた。それに比べればおつるの方がいくらかはましといえるだろうが、しかし大きなちがいはない。大きくちがうのは、「態度はあくまでうや／＼しく、淑やかであるが、かと云つてよく見るやうに物おちして、硬くなつて上つてゐるのも無い。云はゞ素朴な落ついた様子で、しかも礼儀に叶つてゐる。」といつた記述がなされていることで

ある。つまり、おつるの態度、あるいは人となりといったことが記されていることである。もちろん、それはこの部分だけに記されていることではない。おつるを連れ帰ってきたあとが描かれている部分にも、さまざまないい方でそれは記されていた。そして、おつるの人となりといったことはたとえば次のような部分にもよくあらわれていたといつてよいであろう。ある晩のこと、役人たちのなかでは特に梅村のお気に入りであった吉田文助が、二人のいる席である百姓のことにいい及んだ。おつるの村の百姓だったので、吉田はおつるの方に向かって心安げに語りかけた。

「あんたも御存じじやと思ふが、あの孫助と云つて、頭の禿げた面白い爺で…

…

「はア、あの孫助さならわしも能う知つとります。」

おつるは何のこだわりも無しに、愛想よく、同じ地言葉で答へた。

梅村はちよつと顔色を変へた。そしていきなりどなりつけた。

「吉田、おつるに向つてそのやうな口のきゝ方は無礼であらうぞ。」

「はつ、不注意の段、まことに申訳ござりませぬ。」

驚き慌てて、吉田は彼の前に両手をついてひたすら謝罪した。彼は更におつるの前に両手を突いて、「失礼の段、何卒お許しの程を」とあやまつた。

彼女は当惑のあまり、殆んど泣き出しさうな顔をしてゐた。彼女は何ら侮辱なぞ感じてゐなかつたし、吉田が気の毒でならなかつたので。

おつるの章と弥平の章の二つはやはり他の章とは異質であり、いわばその異質なものが途中で挿入されているといった感が深いのである。たとえてみれば、作品全体の進行である編年体にも、おつると弥平に関する紀伝体がまじっているといつたらよいであろうか。作品全体の進行とはやや離れた形の記述になっているといつたのはそのためである。その第二章と六章の追加を、ではどのように評価すればよいのであろうか。他の章とは異質であり、いわば挿入的な章であるがゆえにまずいということにはならないであろう。また、作品全体の進行とはやや離れた

形の記述であるがゆえによくはないということにもならないであろう。ただ、それぞれがこのような形で詳細に描かれていたにもかかわらず、作品全体としては二人の人物はあまりよく描かれているとはいいがたく、したがってそれぞれの部分は作品全体のなかでは十分に機能しているとはいいがたいであろう。とりわけ、弥平の場合もそうである。作品全体の進行とはやや離れた形の記述といえるのはそのためでもある。だが、これ以上は立ち入ることを控えるべきであろう。ことはおつると弥平のそれぞれの人物造型に関わる問題であり、それは小説としてのこの作品全体の評価に関わる問題であることは、すでに梅村の造型に関する部分で述べたとおりである。

三

最後に検討するのは省かれた部分である。省かれたのは初稿の〔30〕と〔32〕の二つである。省かれた部分なので、当然ながら学会版の要約にもそれに該当するものはない。

〔30〕は、梅村が遊女屋へ視察に行くことが記された部分である。前に述べたように、梅村は密通の厳禁をはじめとする風儀取り締りに力を入れたが、その一方公然の遊女屋を設けさせた。そのひとつの有明楼に、梅村はおつるをともない視察に訪れるのである。そこでの様子はごく簡単に記されているだけで、最後に梅村が遊女屋遊びをしたとのうわさが広がったことが記されて終わる。実はそのようなことにならないようおつるも連れて行ったのだが、たちまちのうちのうちわさは広がり、人々は梅村を批判するのである。つまり、遊女屋視察もまた梅村批判の材料になってしまったということであり、この部分の最後は、「人々はそんな風に口やかましく陰口を云つた。かうして一つでも梅村を罵倒する口実のふえる事を心から満足に思ふかのやうに。」といふことばで結ばれていた。人々の梅村に対する批判はさまざまな形で記されていた。そのなかには、この部分のように誤解やあるいは曲解に基づく批判も少なくなかつた。だとしたなら、この〔30〕は省いてもかまわないが、しかしあつてもまた特に不都合ではないであろう。梅村

の新たな政策のひとつとして設けた遊女屋を視察するというのは決して無駄な記述とはいえないであろう。それではなぜ省かれたのであろうか。

この記述のすぐ前には、堤防工事完成の祝宴が描かれている。この堤防工事も梅村の発案による一大事業であったが、その完成を祝い、工事に携わったすべての人を集めて川原での大宴会ということになるのである。梅村もおつるを連れて参加する。やがて二人は途中で退席することになるのだが、遊女屋視察はその帰り道に梅村が不意にい出したことであった。当然梅村は酒を飲んでいて、しかもかなり酔っており、おつるの肩にもたれかかったりもしていたのである。遊女屋視察もその酒のせいだと思いつきであったともいえるであろう。遊女屋でも梅村は酒を運ばせ、遊女たちを集めて身の上を尋ねたりしながらゆつくりと酒を飲んでいたのである。むろん、ただそれだけでやがて梅村は去っていくのだが、視察としては少々軽率な行動ではあった。しかもそれは酒席の帰り道に思いつきで行なわれたものだったのである。

いうまでもなく、この作品において梅村は決して肯定的に描かれていたわけではない。誤解や曲解による人々の批判も少なくはなかったが、しかし正当というべき批判もあった。密通者や不平分子に対する無慈悲さや、あまりにも理想主義的かつときに非現実的な思考といった面は否定できないであろう。しかし、梅村は決して否定的にばかり描かれていたわけではないこともまたいうまでもない。小さな者や弱い者に対する優しさや先見の明かつ合理主義的な思考といった面もまた確かにあったのである。そして、肯定的という点では、その潔癖さという点が梅村の大きな特徴であったといえる。もともと、裏をかえせばそれは融通のきかなさでもある。密通者や不平分子に対する無慈悲さや理想主義的かつ非現実的な思考も、その裏がえしにされた潔癖さともいえるのだが、とにかく梅村の潔癖さは徹底しており、それはやはり梅村の肯定的な一面だったのである。「30」が省かれたのは、その潔癖さとは相入れない記述だったからだといえるのではなからうか。その可能性はたぶん小さくはない。だが、そういう切ることには少々ためらわれる点もあるのである。というのは、もしそのような理由であったのなら、少々描き方を変えて記すという方法もあったからである。すなわち、遊女屋視察を酒

席の帰り道に思いつきで行なわれたこととはせずに、しかるべき形で行なわれたことにすること。そして、遊女屋でも遊女たちを集めて酒を飲むといった行動をさせないことである。もちろん、そのような描き方をしても人々の梅村に対する同様な批判を記すことに問題はないであろう。誤解はどこにでも成り立つであろうし、またどこにでも成り立ち得るのが曲解だからである。当然、そのような描き方もあり得たのであり、それをしなかったということはつまり、もうひとつの可能性を否定し切れなかったということである。すなわち、人々の梅村に対する批判は多く記していることでもあるゆえ、ここだけ省いてもかまわないであろうといった軽い気持ちから行なわれた可能性である。

そして、可能性ということでは実はもうひとつ考え得ることがある。それは、遊女屋を描いた場面だからである。述べたように、そこでの記述はごく簡単なものにすぎなかった。内部の具体的な様子などはほとんど何も描かれていないに等しい。だが、遊女屋というだけで省いた可能性もまた決して小さくはないのである。現に当局側は性的なことに関するとと思われる部分を伏せ字にもしていたのである。もちろん、それは性的なことに関するものばかりではなかったが、そのことについては別に検討する。いずれにしても、「30」を省いた決定的な理由は定めがたいのである。

いよいよ最後の「32」である。「32」は、実は省かれた部分というよりは差し替えられた部分というべきかもしれない。それに代わったというべきなのは学会版の47、すなわち先に詳しく見た、村山三郎がおらくと弘之進の密会を発見し、おらくをおどすという部分である。したがって、その内容はそれに近いものだったということができるのだが、その描かれ方はかなり異なっており、内容もまた大きく異なっているといえるのである。大きなちがいはまず、村山が登場しないことである。学会版の47では、おらくと弘之進の密会はこの村山に目撃されるという形で描かれていた。しかし、目撃されるとい形は「32」でも変わってはいなかった。村山に代わる目撃者は二人の老人である。二人は通りを歩いていくおらくを発見し、立ち止まってしばらく眺めたあと、再び歩き出しながらおらくについて話し出す。むろん、おらくの美しさを賛嘆し合うのだが、47と大き

く異なるもうひとつの点は、おらくの目撃は実はこちらだけで終わってしまうことである。つまり、二人の老人は弘之進と二人連れの場面を目撃したわけではないのである。ただ、二人の老人のうちの一人が、あるとき一人を目撃したことを語っていた。「『ア弘之進様がおらくと手を取って、暗闇を歩いてござった所をちやんと見届けたのじや。』と一人の老人はいう。それに対してもう一方の老人は「暗闇でよう見分けがついたのう。」とませつかえすのだが、「そりやア、お前、暗闇と云つたつて、星あかりぐらゐはあつたさ。」と答えていた。さらにもうひとつのちがいがいすべきなのはその記述量である。「32」は老人たちの会話を中心とした比較的短かいもので、47の四分の一程度の量にすぎなかった。47は、学会版のなかでは最も長いもののひとつだったのである。

このようなちがいのある記述を差し替えとってよいかは微妙であろう。それを差し替えというのちもあながちまちがえではないことを認めた上で、ここでは一応省略として扱うことにしたのである。したがって、47も同様追加ではなく差し替えと見ることでもできることはいうまでもない。47についてはすでに検討済みである。村山という人物を登場させてのそこでの書かれ方には疑問があり、そのような追加ならばむしろなくもがなというべきではないかと述べたが、そうであるならばむしろ「32」の方が問題は少ないといえるであろう。ただ、「32」ではおらくはただ通りを歩いていたところを二人の老人に見られるだけの人物にすぎない。47もまた基本的には村山に見られる人物として描かれていたのだが、それに比べればおらくはまだいろいろな形で描かれていた。47を検討した際にも述べたように、学会版では女性の登場人物に幾分スポットをあてようという意図があつたとしたならば、それはやはり47におけるおらくの方がその意図をより実現していたといえるであろう。基本的には村山に見られるという形で、あるいは村山の視点で描かれていたにしてもである。「32」が省かれたのは、あるいは差し替えられたのは、おらくがあまりにも描かれていなかったためであると考えられるのである。

以上で、初稿第二編から学会版第二部への改稿については終わりである。学会版第三部に相当する初稿第三編というべきものは存在しない。したがって、初稿から学会版への改稿はこれでひととおりは終わったことになる。だが、これまで

に検討したのはあくまでも単位レベルでの変更である。いわゆる単位内における、あるいは単位レベルを越えない変更も少なくないことはすでに述べた。次稿では補足的にその点について検討したい。また、補足ということでは伏せ字について、そして誤植や誤記等についても検討する予定である。